

BCP 簡易様式等の活用や県外受援を考慮した「水道 BCP」の策定

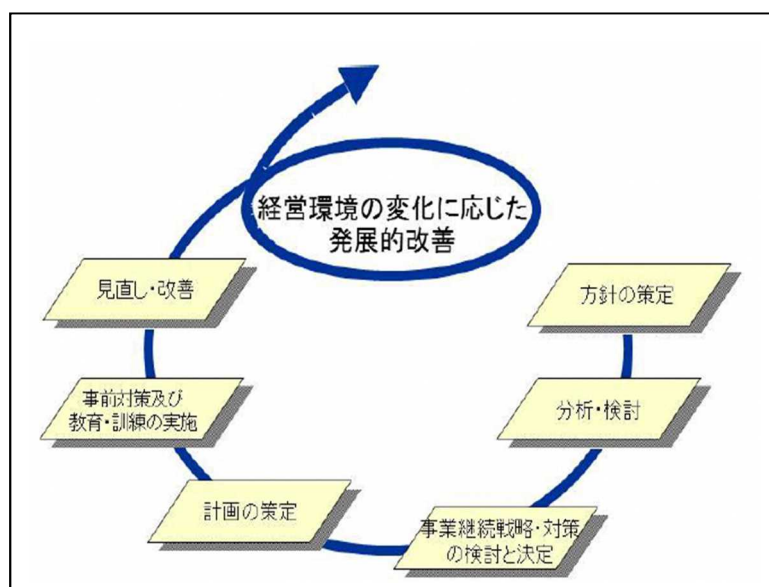
水道 BCP は、大規模な自然災害等の発生により、水道施設の機能が低下し、職員や庁舎・資機材などに制約がある状況下においても、水道事業を継続するために、応急給水や応急復旧を実施し、また、災害支援を受け、継続的に給水を行うために、事前対応・事後対応について、**基本方針や体制・手順などを示す計画**です。

事業継続の取組（BCP/BCM）については、「**災害対策基本法**」に基づく国の「防災基本計画において、「災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めること」が記載されています。BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組みを浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動は、**事業継続マネジメント（BCM）**と呼ばれています。

BCM は単なる計画ではなく継続的な取組みであり、継続的・体系的に取り組むことが重要です。

BCP を策定する際には、方針の設定として、水道事業及び事業者を取り巻く環境を改めてよく理解し、事業者が果たすべき責任や、重要な事項を明確にすることが必要です。

また、分析・検討として、事業影響度分析を行うことにより、優先的に継続又は早期復旧を必要とする重要業務を慎重に選び、当該業務をいつまでに復旧させるかの目標復旧時間等を検討することが必要です。



さらに、事業継続戦略・対策の検討と決定として、事業継続戦略実現のための対策には、**平常時から、ある程度費用をかけなければならない場合が多いのは事実であり、どこまで費用をかけるのか判断が重要**です。関係機関との連携などによって費用を抑える対策もあります。

様々な選択肢を検討し、費用対効果を十分に検討しながら戦略・対策を選んでいくことが重要です。

最後に、いずれの計画でもいえることですが、BCP を策定しても、**日頃から意識すること、事前対策に取り組むこと、訓練等を踏まえ見直すこと、これらのことをしなければ、実効性の確保はできません。**

そのため、策定業務を民間等に委託する手段をとったとしても、事業者職員が積極的に関わって、策定し、実行性を確保していく**覚悟をもつことが重要**です。